

令和4年度第5回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会議事録

日時 令和5年2月21日(火)

午前10時から正午まで

場所 宮城県庁行政庁舎4階特別会議室

司会 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染防止対策といたしまして、会議室で出席されている皆様には、御発言の際も含め、会議中のマスク着用をお願いしております。また、マイクの消毒や定期的な換気を行わせていただきます。御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

[開会・あいさつ]

司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第5回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会いたします。

はじめに、本審議会は、18名の委員により構成されておりますが、本日は、15名の委員に出席いただいております。宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととしており、報道陣による撮影や録音を認めておりますので、御了承願います。

それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料は、会議次第、そして資料1から資料5、最後に参考資料でございます。

また資料の差し替えがございます。次第、資料2-1、資料2-2、資料5につきましては、本日机上に配付しております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐藤から御挨拶を申し上げます。

佐藤部長 (挨拶)

司会 それでは、改めて御紹介いたします。再生可能エネルギー税制研究会の座長であります、大阪府立大学名誉教授 田中治様でございます。

田中座長 (挨拶)

司会 ここからの議事進行につきましては、和田山会長に議長をお願いしたいと存じます。和田山会長よろしく願いいたします。

〔議事〕

(審議事項(仮称)再生可能エネルギー関係新税の骨子案等について)

和田山会長 それでは、議長を務めさせていただきます。お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、議題として審議事項1件「(仮称)再生可能エネルギー関係新税の骨子案等について」がございます。

こちらは、令和4年11月に「再生可能エネルギー発電施設による森林開発に向けた新たな対策について」として諮問し、再エネ発電施設に係る新税に関して、これまで継続して審議をいただいていたものです。

本日は、これまでの議論をもとに取りまとめられた骨子案等について皆さまに御審議いただくものになります。

また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、再生可能エネルギー税制研究会から、田中先生に御出席いただいております。

田中先生におかれましては、大変お忙しい中、本審議会に御出席をいただき感謝を申し上げます。

田中先生には、税制研究会における御意見等について総括的なコメントを頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項として「(仮称)再生可能エネルギー関係新税の骨子案等について」まずは資料1から4まで事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料1~4に沿って説明)

和田山会長 ここで、田中座長から税制研究会における意見等について、総括的なコメントを頂戴できればと存じます。

田中座長 それでは、私から少しポイントを絞って、基本的に四つの点について、簡単にお話をさせていただきます。

まずは、そもそも税金というのは一体どういうものなのか、或いは基本的な税金の性格や役割から見て、今回新税として導入しようとしているものの、特徴ないし課題というのはどういうものか、という点についてお話をしたいと思います。

御承知のとおり税金というのは、すぐイメージとして浮かんでくるのは、例えば所得税とか法人税とかというように、基本的には国や地方団体の財政収入を得るために税金を課すものです。

要するに、国や地方の公務を遂行していくために、その財源として徴収するというのが伝統的な税の役割ですし、今もお税というものの基本的な役割は、やはり税収確保、これに尽きるわけです。

しかし、色々な地域の状況だとか、或いは様々な政策課題の中から、もう少し税金を効果的に使えないかという要請が、いくつかの場面から出てきます。

今回の宮城県で導入しようとしている新税もそのような、いわば政策的な要請、森林の大規模開発を何とか抑制することはできないのかという問題意識か

ら出発したのではないかと思います。

少しこの新税とは違いますが、今までの様々な政策的な利用の仕方、つまり、ある人や企業の行動を抑制したり、誘導したりするというようなもので、例えば私がすぐ思いつくものには、産業廃棄物税があります。

これはいくつかの道府県で導入されていますけれども、産業廃棄物をその施設に投入する際に、例えば数量等に着目して、税負担を課すものです。

そうすると、持ち込んだらその分だけコストが増えるということになり、それはできるだけ再生しようという、いわばインセンティブを与えることとなり、少し本来の税の役割ではないけれども、政策的な効果、一定の行動を規制したり誘導したりするそういう役割を果たすことができるのであれば、果たしていくというものです。

ではなぜそんなまどろっこしいことをするのか、端的にそんなことするのはよくないと言って規制すればいいじゃないかというのも一理あります。

しかし難しいのは、近代市民社会の考えは、自由と財産権を保障するものであるということです。

例えば、森林を手に入れた者が、それを自由に使うというのが本来ですが、そのときに、公益の観点からその使い方は駄目ですと、言うのは簡単ですが、いきなり規制するというのは、近代市民社会の考えからすると、ちょっと極端であるということです。

今の日本は専制国家ではありませんので、自由と財産を重んじる社会のもとの一つの工夫として、少しずつ経済的な負担を課すことによって一定の規制や誘導をしようということで、本来の税の使い方ではないけれども、様々の地域の実情に合わせて工夫がされていて、今回の新税もそのような流れの中にあるというものです。これが第一点目です。

次に第二点目は、今回の新税の目的というのは、私は基本的には二つあると思っています。

一つ目は、大規模森林開発を抑制する効果、二つ目は、再エネ施設を適地に誘導して、その適地における再エネ事業を促進或いは進展させる効果です。

つまり、一定の森林の開発を抑制するとともに、適地での再エネ事業を進めるという、この骨子案では両立という言葉を使っていますが、この両立という言葉はそれなりに意味があると私は理解しています。

実はそもそも最初は、端的に申しますと、両立という考え方はあまりなくて、どちらかというとなら森林を壊してもらうのは困るので、大規模森林開発を抑制するという意識が相当強くて、それで研究会でも最初の出発点はそこから始まりました。

その上で、しかしもう一方に、かえって今度は再エネ事業そのものを抑制することになってしまわないかということで、やはりもう少しバランスのとれた考え方を採用する必要があるのではないかと至ったというのが、最終の結論です。

第三点目でお話したいのは、どういうふうにかこの税負担を考えたのかということで、資料2-2の11ページの図「新税の税負担の枠組み」を御覧いただきながら、説明をさせていただきます。

まず図の上の方で書いていますように、税として作る以上、基本的な要素としては、何に対して課税するのか、誰に対して課税するのか、それをどうい

ふうに数値化するののかというのが大きく言うと問題となります。

その際に、何に対して課税するののかというのは、森林の開発区域内に設置しようとする再エネ施設がある場合は、これを対象にするということで、森林外であればそれは対象にはしないということになります。

ということは、森林をやはり壊してもらっては困るということになってくるわけですから、結局、その再エネ施設の所有者がその負担を負ってくださいというのは、ある意味ではすごく当然の話になってくるわけです。

その上で、図の下側についてお話しますと、この課税標準とか税率とか税額と書いていますけれども、ものを考える順番は、まずは、課税標準、要するに、税金の対象になるものを数値化するということです。

では、どう数値化したらいいのかというと、これも色々な考え方があり得ます。

施設そのものを手に入れる際の購入額といったようなものも、考えられないことはないですが、しかし、そうではなくて、税としての客観性、公平性或いは運用の仕方というのを考えると、発電出力、つまり、どれだけのパワーを持っている施設なのかということを念頭に置いて、それを数値化しようということになります。

この発電出力を基本にしたものを数値化するというので、最初にこれを固定します。

その上で、極めて思いつきの数字で言いますと、仮に、ある事業が10キロワットの発電出力とすると、10キロワット×税率＝税額ということになるわけです。

その次に、どう考えたかということ、税額を決めました。

税額を決めるということは、一体どれだけの金額であれば事業者は、森林に施設を置くのではなくて、例えば適地とされているところに施設を置こうと考えを変えるかという、いわば分岐点があるわけです。

仮にその分岐点が20万円として、ほとんどの事業者が適地の方に移りますというのであれば、まず20万円という数値を決めます。

この際に、いやそうは言っても20万円は少なすぎるのではないかと、30万円とか50万円とか100万円だという意見ももちろんあります。もう一方では、事業者はほんの少しの税負担でも嫌がるのだから、5万円でも10万円でもいいじゃないかという考えもあります。

色々な意見の中で、合理的と思われる額が、20万円と決まると仮にしますと、10キロワット×X（エックス）＝20万円となります。X（エックス）＝20万円÷10キロワットで、つまり1キロワットについて2万円となります。

これがベースです。この考えのプロセスを経て、制度を作り、骨子案を考えました。

ここで、マスコミ等で、営業利益の30%と色々言われていますが、実はこれは少し注意をして欲しい言い方です。というのは、この営業利益の30%とか、20%という言い方がなぜ出るかという理由、簡単に先ほどのサンプルでいえば税額として払ってもらった20万円というのをどういうふうに決めたのかというその理由づけで、それは二つあります。

一つ目は、この数字であれば事業者が考えをおそらく変えるであろうというもの。

二つ目は、事業者或いは県民にとって、20万円というのは、普通この事業をする人のいわば儲け、営業利益、正確に言うといろんなことありますが、わか

りやすく言うと儲けの何割に当たりますかという説明の便宜です。

あくまで説明の便宜として、儲けのうちの2割とか3割分を税金として負担をしてもらうというプレッシャーをかけますよ、ということを行っているわけで、つまり、文字どおり儲けから2割、3割召し上げますなんてことは全く考えていません。実はそういった組み立てになっているというのが二つ目です。

その上で、すべての再エネ事業に共通して、いわば単一で課税するかという点、そうではありません。

つまり、再エネ事業の、例えば太陽光とか風力とかバイオとか、それぞれの状況に合わせて、少し調整します。

また、大きなFIT 価格の認定を受けている事業とそうでない事業とで差があるので、それは当該発電施設の持っているパワーが違いますから、FIT 価格に関しても考慮して調整します。

そういう意味で二つの種類の調整を、この税率のところで、いわば微調整します。

こういう考えで作ったというのが、この仕組みになろうかと思えます。

ある意味では乱暴な、話を極めて単純かつ明確にするために、一種断定的に申し上げたので、ひょっとしたら誤解を招くかもしれませんが、大きなところではそんなに変わってないと思います。

最後に第四点目ですが、研究会の間で見解が分かれた、必ずしも決着がついていない点についてお話をします。

これは、今日の最終の骨子案にも示されているとおり、二つあります。

一つは、税負担水準の問題です。私がお話したサンプルで言いますと、20万円という数字でいいのかどうなのか、これは多すぎるのか、少なすぎるのかという問題です。

この考え方は二通りありまして、そもそもこの税制の目的が、事業者が森林を壊してでも、そこに発電施設を作っていこうとするのを抑制するというものであれば、そんなことができないように、できるだけ大きい負担を課すべきというのが一点。

しかし、もう一方は、負担というのは、あまりやり過ぎると、場合によってはその人の財産権侵害といったような、ひょっとしたら憲法上の問題を引き起こすかもしれないし、一般論として言っても、あまりやり過ぎというのは、無用な批判とか、怒りを呼ぶだけだということも当然あり得るということです。

その負担水準は一体どうあるべきという点に関しては、少し微妙な表現といえますか、やはり、関係者の意見もよく聞いた上で、或いは色々な考慮をした上で、もう少し慎重に検討してくださいということです。

例えば説明の便宜として言っている営業利益の30%というのは、どう考えても個人的には上限というか、私個人は「えーっ」というふうに実は最初は思ったぐらいの数字なので、これはもう色々な意見があり、負担水準については研究会のメンバーの見解は、一致はしていません。

もう一点は、経過措置です。

今は、基本的には新規に再エネ事業をしようという人を念頭に置いています。すでに事業を行っている既存業者との関係といえますか、バランスをどうするのかということについても、考え方は二つに分かれます。

やはり、既存業者からすると、もう何年も前からずっとやってきていて、そのときには新税の負担があるなんていうのは全く考えずにやってきているの

に、何を今更というのがおそらく一方の端にあります。

もう一方では、やはり森林価値を大切にしようとか、あとは森林をより守っていくという観点からすると、すでに手をつけているからもうここから動かないというのも、それでいいのかという声もあり得るということです。

もう少し検討していく必要があるということで、当面は、課税の対象にはしないが、やはり、後でもう少し丁寧な検証をお願いしたいという考えです。

今申し上げました大きく二つの点に関しては、やはり色々な考え方があって、ある意味では当然だと私は思いますけれども、今回の骨子案が一応最終といいますか、第4回でほぼ最終ということで、この審議会に上程させてもらいました。

以上です。

和田山会長 それではここまでの事務局とそれから田中先生の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

木村一郎委員 東北電力宮城支店の木村でございます。

小林室長、田中座長、丁寧な説明どうもありがとうございました。

先ほど小林室長資料の2-2、17ページの御説明、或いは田中座長の最後の御説明でもございましたが、新税の役割は、効果の再検証の中で、稼働済み着工済み施設への課税も検討しなければというお話がございました。

再エネや環境保全を取り巻く社会情勢が、どんどん変わっていきますので、制度をその情勢に合わせて見直していくことは大変重要なことだと考えております。

その上で申し上げますが、規制を強化することによる、再エネ開発に伴う森林開発の抑制には限界があるとのことから、適地への誘導を目的とした新税の導入もやむを得ないと考えておりますけれども、この新税はあくまでも適地誘導が目的ですので、誘導効果が期待できない、稼働済み及び着工済みの施設への課税は避けるべきだと私は考えております。

11月の審議会でも申し上げましたが、着工前の時点で事業計画とファイナンスが固まってしまうので、既設及び着工後の案件への課税は、事業計画に多大な影響が出てくることから、事業者とのコンセンサスを得るのは困難だと考えています。

適地への誘導に効果がない、既設の施設に対する課税をすべきでないという考えに変わりはありませんが、仮に既設の施設も課税対象とせざるを得ないということであれば、新規案件への取扱いとの整合性がとれるような、きめ細かで納得性の高い制度設計が必要になると、指摘させていただきたいと思えます。

次に、ガイドラインの策定について小林室長から、資料3の4ページで御説明がございました。

促進区域等の設定に係るガイドラインは、資料にもございますとおり、市町村にとっては、促進区域等を設定する場合のよりどころであるとともに、事業者にとっても、どのように地域住民との合意形成を図っていくべきかを考える上でのよりどころとなり、プロジェクト全体の成否を、左右する鍵となるものだと受けとめております。

地域にとって喜ばれる再エネ施設が、実情を踏まえ、円滑に設置されるよう、策定に当たりましては、市町村や事業者といった関係者との意見交換を十分に

していただきますようお願いをさせていただきます。
私からは以上2点でございます。

和田山会長 ありがとうございます。それでは事務局の方から、回答をお願いします。

小林室長 御意見ありがとうございます。

まず経過措置の部分でございますけれども、そのような御意見も当然あるものと考えておまして、我々としては当初から、着工済み、それから稼働済みは対象外とするということで税の専門家の皆様の御意見を聞いてきたところでございますが、やはり税の面、公平性の面だと考えますと、ここについても一定の検討はすべきだろうということで、このような骨子案ということになっております。

こちらの案について、これから事業者の皆様、或いはパブリックコメントで一般の方々に、それから市町村の方々などに御意見を伺いながら、さらに検討を進めて参りたいと考えております。

続きましてガイドラインにつきまして御質問いただきました。私もこのガイドラインが、プロジェクトの鍵になりうるものだろうと認識しております。この案を策定するに当たりましても、ぜひ事業者の皆様或いは市町村の皆様などからたくさん御意見をいただきまして、よりよいものにして参りたいと考えておりますので何卒御協力の方お願いいたします。以上でございます。

和田山会長 木村委員、よろしいでしょうか。

木村一郎委員 はい、ありがとうございました。

和田山会長 はい。既存施設の部分について、今後どうするかというところで当面という言葉、或いは今後その3~5年を目途に再検証していくということもあつたと思っておりますけれども、基本的に今回のこの案としてはこの方向性でいくということによろしいですか。

小林室長 はい。骨子案といたしましてはこのような形で、パブリックコメントなど次のステップに進ませていただきたいと思いますと考えております。

和田山会長 はい。他にございますでしょうか。

松崎委員 ショッピングセンター協会の松崎でございます。田中先生の補足説明非常にわかりやすく、伺いました。

負担はパーセントではないという前提ではありますが、企業側の受け止めが重いかそうでもないかどちらに傾くのかなというところは気になります。ショッピングセンター協会に加盟しているイオンさんとか、我々エスパルとかは、こういう再エネ事業をやっているわけではないのですが、一般的に言いますと、田中先生がおっしゃったように営業利益の30%というのは非常に、これ、新たに負担が増えるのはちょっと難しいかなぐらいの感じでございます。もうちょっと重いと、一般的に民間企業としてこれはやり過ぎだろうっていう気もいたしております。

それからもう一点、先ほども電力さんからも御意見がありましたけど、やっぱり既存施設への遡及適用をされるのは、一般的には、事業としてはよろしくないかなと考えております。

これ非常に感覚的な話になりますが、本趣旨からして見直し条項みたいなものが、研究会の御提案として、当面という形で書かれるのは非常にいいことかなと思っておりますので、具体的なこの御提案は賛成いたしております。

質問が一点ございまして、資料2-2の18ページに事業数の想定というのがございます。現時点で41事業とありますが、この41ってというのは、全体の中でどれぐらいの割合になるもののでしょうか。意外にあるなという印象だったので、全体像の中の比率がわかれば教えていただければと思います。お願いします。

和田山会長 事務局、よろしく申し上げます。

小林室長 はい、ありがとうございます。まず税率について御意見がございました。

こちらにつきまして田中座長の方からも御説明ありましたが、研究会の中でも、やはりもっと高くすべきだという方と、いやちょっと高いんじゃないかという御意見があったということは正直なところでございます。

ただ、こう考えてみますと事業者の方々に、「そのぐらいの税率だったら全然いけますよ」と言われますと、これはまた税の誘導効果というものが図られないということになりますし、またあんまり高すぎますと、これまた先ほどお話に上がりましたが財産権とか、或いは、総務省さんからの同意がいただけるかというところでも問題になってくるというところでございます。

事業者の方も受けとめがそれぞれありまして、先日報道を見ておりましたら、「30%や40%でも、払わなければいけないのだったら払います」という方もいらっしゃる一方で、やはり事業者団体さんからですと、やはりちょっと高いかなというお話も伺っています。

今後、そういった御意見を踏まえて慎重に検討いたしまして、最後はもう政策的な判断ということになるかと思いますが、決めて参りたいと考えております。

それから、見直しの部分について御意見をいただきました。この税制度については、全国初のチャレンジな取組みだと考えてございます。やってみてうまくいくかどうかも含めまして、3年とか5年、いつになるかわかりませんが、しっかり検証しながら見直しを図っていくことが必要だろうと考えてございます。皆様方もお感じだと思いますけど、エネルギー行政というか再エネ行政については、本当にこの数年、激動というか、世界情勢にも非常に影響を受けるということもございまして、本当に流れが早いと考えてございます。この税制も5年後どうなっているかわからないというのが正直なところでございますので、しっかり検証等もして参りたいと思います。

それから18ページの事業数の想定でございすけれども、41ということでこちら想定していますが、0.5ヘクタールということがございますので、400キロワット、大体それぐらいになるだろうということで、FITの認定状況に環境影響評価、それから林地開発の結果など、我々が持っている情報を追加して、事業ごとにリスト化をしました。また、例えばFIT情報ですと森林の開発に伴うかどうかというのがわからないところがありますので、連絡がつく事業者に

は連絡をして、対象になりそうなところをピックアップしたという内容で、41事業となっております。

すみません、長くなりますけど、大体全体はどのぐらいかということなのですが、大体500を超えるぐらいかなということになりましてそのうちの一部として、割合は1割に満たないということになってございます。

以上でございます。

和田山会長 確認ですが最終的な営業利益30%という数字かどうかということも、最終判断としては、今後パブリックコメントや事業者さんとのやりとりを踏まえて考え、政策的に判断していくということによろしいですか。

小林室長 はい。ここはまさに肝だと思っております。
理論的にこの数字でなければならぬというものがないと、ここは計算で出せるものではないので、適切に判断して参りたいと思います。

和田山会長 松崎委員、よろしいですか。

松崎委員 はい、ありがとうございます。

和田山会長 ほかに何かございますでしょうか。

細井委員 本日は代理で出席しております、仙台市環境局の菅原でございます。
(代理:環境部長 菅原洋) 私からも税負担の関係でちょっと確認させていただきたいのですが、すでに税制研究会で議論があったかもしれないのでその辺は御容赦いただければと思います。

資料2-2の参考資料の方になるのですが、こちらの営業利益の考え方。およそ平均的なもので想定額を出したのかなと思っております。それに出力規模に応じた課税としていくような形になっているのだと思いますが、大規模な太陽光発電を初めとした再エネ施設につきましては、様々な要因で初期投資なんかが大きく異なる場合があるのだなと認識しております。例えば、該当エリアの地形であるとか、その事業エリアのインフラの整備状況、極端な話を申しますと例えば人件費を抑制するなんていうことをすれば、かなり初期投資を抑えられるという可能性はあるのではないかと考えております。

その結果として、減価償却の部分が変わってきたりとか、そういった部分があった上でということになるのだと思いますが、実際の営業利益にはばらつきが生じるのではないかなと考えています。

こういった観点でいきますと、このような算定方法で行った場合に、初期投資なんかをかなり抑えた場合には、目的とされている大規模な森林開発の抑制という効果が薄れるという懸念があるのではないかと心配をしているところではあります。

そういった意味で、発電出力の規模に応じた課税という形ではなくて、シンプルに個々の純粋な営業利益に対する課税とした方が、公平性の観点からも妥当なのではないかと考える部分もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

和田山会長 事務局、お願いします。

小林室長 はい、税率の考え方について御質問を頂戴いたしました。

おっしゃるとおりでございます。先ほども説明をさせていただきましたが、案件ごとに、営業利益というのは当然異なってくると考えております。我々がこの税率を算定する上で用いたのは、ある意味モデル的、平均的なケースで建設した場合の営業利益であり、その30%で税率を計算しているということになります。

営業利益はバラバラですという御指摘がありまして、その調整につきましては先ほど御説明したとおり、FITの価格差、これが一番大きいと考えており、ここを調整していこうということで考えております。御覧いただいてわかるとおり太陽光ですと一番低いところと一番高いところで10倍以上の差がついているなど、FITの売電価格によって全くその営業利益というのが異なってくるものになります。

そうして、この営業利益との多寡に対応していこうと考えたところでございます。

一方やはり限界というものがありまして、個別の事業ごとに違うところまでは当然参酌できないということになります。それではなぜ営業利益そのものに課税をしなかったのかということでございます。それにつきましては課税標準の考え方と非常に密接に関わるところなのですが、こちらの資料2-1の5ページの課税標準というところを御確認ください。なぜこの課税標準を再エネ発電施設の出力にしたのかについて記載しております。

端的に言いますと、6ページの一番上の丸のところですが、再エネ施設の「資産価格」と「発電能力」、この両者を比較しますと、「資産価格」の指標として考えられる「取得価額」は、個々の発電所で異なり得るものであるのに対して、「発電能力」の指標として考える定格の「発電出力」は再エネ施設の物理的な性質に着目するものであり、客観性が高いと考えられます。よって、まずはこの発電施設の出力、これを課税標準にすべきだと税務上の検討をいたしました。

それではそもそもなぜ発電施設に着目したかということになるかと思えます。これは森林を開発して設置される施設そのものについて課税をしていく、ですからその所有者が、納税義務者になっているということになります。そこで課税をするということになりますと、必然的にその所有者でございますので、営業利益ということだけじゃない場合も考えられるということもありません。ここは三段論法になってしまって恐縮なのですが、まずはその施設に着目し、そして、キロワットという発電設備の能力に応じた課税だということでそこから割り出しますと、先ほど言いました営業利益の3割を標準的に計算しまして、そこから逆算して税率をつくるという計算をしまして、こういう過程になるということでございます。

細井委員
(代理:環境部長 菅原洋)

丁寧な説明ありがとうございました。

色々難しいところはあるのだなというふうなところで理解をさせていただきたいと思いますが、制度が始まった後も含めて、こういったばらつきであるとか、それに伴うそれぞれの負担感の重い・軽いという感覚もずれてくるのかなというところのケアなんかも考えていただくとよいかと思えます。

あともう一点なのですが、資料3の方のガイドラインの関係でございます。国の策定実施マニュアルでは、市町村による促進区域の具体的な設定方

法の例として、この資料3の方では主という形で示されておりますが、「事業提案型」ということなのですけれども。そのほかにも、三つほどありまして、「広域的ゾーニング型」、「地区街区指定型」、「公有地・公共施設活用品」と三つ定められているわけなのですけれども、幅広く適地への誘導ということを考えて場合には、この主という書かれ方ではあるのですけれども、「事業提案型」のみならず、他の「広域的ゾーニング型」などについても、市町村といたしましては、よりどころを示していただけると大変助かるなと思っております。こちらについても積極的に関与していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小林室長 御意見ありがとうございます。

事業提案型ということで書かせていただいた趣旨なのですが、まず促進区域の設定ということをお考えすると、大きく分けると二つのルートがあるかなと思います。一つは、事業者が決まる前に市町村が促進区域を設定しまして、そこに「事業者さんどうぞいらっしゃい、そこで再エネをやってください」という場合、もう一つが、事業者が既に個別の案件を検討していて、それを市町村に提案し、促進区域にしてくださいと依頼するような場合、この二つがあるだろうと考えております。

森林を開発する上で非常に問題になっているのは後者のケースかなと考えておまして、やはり事業者さんが、いろんな計画を個別に持っておまして、そこ市町村さんが調整をしていくとそういうことが主な課題というか、ポイントになっていると考えておりましたので、まず主に事業提案型による区域の設定を想定して定めたいと考えてございます。

その後、その他の広域的ゾーニング型等についても、県のガイドラインが必要だということであれば、検討させていただきたいと思うのですが、まずは、こちらの事業提案型でやらせていただきまして、のちのち御意見を頂戴しながら、必要があれば整備していきたいと考えております。

細井委員
(代理:環境部長 菅原洋)

はい、考え方はわかりました。ただ市町村の立場からというか、少しだけ言わせていただきますと、広域的ゾーニング型であるとかそういったもので、きちんと事前に設定するというのが、森林開発の抑制に未然に繋がるのではないかという考え方もできるかと思っておりますので、そういった意味でも是非とも他の形についても、県の方で伴走的にやっていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

和田山会長 御検討のほうよろしく願いいたします。他にございますでしょうか。

松八重委員

税率を決める時には大変な御苦勞があったなというふうなところはお話をお伺いして感じました。

再エネ導入に伴う森林の改変に関しては、限りなく食い止めたいので、それにかかる手段として今回税制という手段をとっているのですが、それがなかったら規制を直接したいというのは何となく本音なのかなというふうなところは感じております。

それをかんがみただけなのでも、税制にせよ規制にせよ、個人の所有権を侵害するようなことはやはりできないので、そういう誘導という形をとるわけなのでも、どうしても税制の場合はそれが適切かどうかという

ところに関しては、森林を保有したところで全く収入がなく、なんだったら土地の貸借でわずかでもお金をいただけるのだったら別に税金を払ってもいいよ、なんだったら税金を払っていただければいいんでしょという考え方も、一方であり得るかと思います。

なので、この手の話はやっぱり税金だけではなくて、先ほど伴走という話がありましたけれども、間伐材の利活用ですとか或いは森林を保有することによるメリットというのをもう少し明確に所有者に与える森林行政の方を、むしろ先に本当にやらなくちゃいけないと思うんです。現状それがないので、「森林を持っていてもゼロ価値なんだったら、太陽光なり、風力なりのそういった活用によって、お金を得るようにしたいよね」というのは所有者にとっては当然の帰結だと思うんですね。

なので、今回の税制に関しましては税率を多分如何様に置いたとしても、よっぽど、そんな無体なというふうな金額を設定しない限りにおいては、やはり誘導というのはすごく難しいのだと思います。森林行政と合わせて検討するところ、県だけで何とかできるものではないのかもしれないですけども、そういったことを伴走支援しない限りにおいては、多分税率の話はもうイタチごっこといいますか、そういう形になってしまうのではないかなというところは感じました。

その辺りはすでに御検討されているのかなと思うのですが、営業利益に関しましては、売電収入から減価償却と運転維持費を差し引いたものですので、運転維持費は場合によっては、大きく土地改変をして非常に大きな利益を得られる可能性があるものでも全く稼動しないというケースも多分あるかと思うんです。どちらにとってもメリットも全くないわけですが、でもそれによって失われた土地改変みたいなものを戻すのにはものすごく時間がかかるので、そういったことも含めて改変をする前に、例えば間伐材の利活用に関しても、もう少し収入を得られる可能性がありますよとか、森林を保有して利活用する方が、何かしら県からのメリットがあるような、そういったもの見える化といいますか、先に進めていただくのが、何となくよろしいかなというところを感じました。以上です。

和田山会長 はい、ありがとうございます。事務局いかがですか。

小林室長 大変重要な御指摘を頂戴したと考えております。

私もこの再エネの問題を、いろんな先生からお話を聞きながら考えたりしているのですが、やはり地域、或いは所有者がこれまで良好に管理してきた土地が、財力等がなくなったりとか、人がいなくなったりとか、そういうこともあってどんどん荒廃してしまっているということです。そこに再エネ事業者から、使わせてくださいどうですかという声かけられると、やはりどうぞという形になって、これまで地域の方々が大切にしてきた森林であったりとか、或いはコミュニティであったりする場合もあると思うのですが、そういうものが破壊されてしまうということでございました。先生がおっしゃるとおり、森林或いは森林以外も含むと思うのですが、その地域がこれまで大切に守ってきた資産等をしっかり活用できるような、間伐材の利用とかのお話もありましたけれども、そういったことで地域が森林を保有して、しっかり維持管理できていくような施策も非常に重要だと考えております。

森林を所管する部署と、しっかりコミュニケーションを図りながら、対応し

て参りたいと考えております。ありがとうございます。

和田山会長

ありがとうございます。

おそらく次に再エネの発電事業の事例を御説明いただくことになると思いますのでその辺も含めて御検討していただきたいなと思います。

他にありませんでしょうか。

佐藤憲司委員

県民公募の佐藤憲司です。

税のお話については、私にとって目からうろこのような話で、大変ありがとうございました。

森林開発の抑制策として、再生エネルギー関係新税が、有効に効力を発揮して、県民の懸念や反対を招くことがなくなれば大変嬉しいと考えます。

しかしこのような手だては、再生エネルギー事業者が当初事業を持ち出してから問題が明らかになったものと考えられ、今後においては再エネ発電事業の実施場所としての適地誘導を明確にするなど、地域との共生に向けた枠組みを設けることが非常に重要になると考えられます。

すなわち、発電事業者主体で先行していたのが、地域住民及び自治体が主導する考えに変わると思われ、そのためには適地の選定が大きな問題になるとも思われます。

それには、県の指針が必要となります。市町村に再エネ事業の促進区域を定めるよう求められており、具体的には農地や沿岸部に施設を誘導することを目的としておりますが、その設定にあたって、環境保全や地域社会への貢献について考慮され、住民をはじめとする地域の合意形成が図られていることが重要であります。なお適地を考慮する内容としては、グリッドと言われる送電網も十分に考えた形で選定することも必要であります。

今回の資料に添付されている地域と共生した再エネ事業の事例について、大変参考になると私は思っております。特に気候変動に関心が低い人々の意識を変えていく挑戦として、このようなきめ細かい取組みを不断に行っていれば、地域とのコミュニケーションもうまくいくと考えております。

さらに、3月、来月、仙台防災未来フォーラム 2023 が仙台市で開催されますが、大きな災害を受けた宮城県として、防災と再エネ・省エネは同じSDGsの途上にあることを認識し、積極的な取組み、新しい発想で、意識を変革していくことが必要であると考えております。以上です。

和田山会長

どうもありがとうございます。事務局の方からコメントをお願いします。

小林室長

いつも御質問御準備いただきましてありがとうございます、大変参考になるものとして受けとめさせていただいております。

まず地域住民の方々が先導するというか、そういった取組みが必要だろうということで、県の指針が必要だろうというお話もありました。

先ほど御説明しましたガイドラインの中に、そういったところも盛り込みながら、県としての指針を示して参りたいと思います。

それから再エネの整備がイコールこれはもうまちづくりの一つだととらえて進めるべきだといったような国の考え方も示されております。

住民の方々も、再エネの計画があればそれが自分たちの地域や町にとって、本当に必要なものなんだろうか、有効なものなんだろうか、将来を見据えて必要なものなんだろうか、そういったところをしっかりと検討していただけるようなガイ

ドラインにして参りたいと考えてございます。

それから人々の意識ということで、意識を変革することが重要だというお話も頂戴いたしました。

まさにそのとおりだと思います。

我々の小さな取組みになるわけなのですが、ちょっと観点がずれていたら恐縮なのですが、今年度から小学生の方々を対象にして再エネ学習ツアーを開催しております、大変盛況でございまして、南三陸や鳴子のバイオマス発電施設に行ってみたりしたところでございます。

県民の方々の意識、こういったものにもしっかり着目しまして、適切な対応をとって参りたいと考えてございます。

和田山会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

板委員 東北学院大学の板と申します。

税率の決め方について、私の誤認識があったら御指摘いただきたいのですが、発電出力に乗じるということは理解できたのですが、土地の開発面積に対して、発電効率が悪いところであっても出力に限定するということがあったら、生産性とか効率性の悪いところでも、あまり負担が大きくない。

森林開発を抑制したいということであれば、開発するなら効率性の高い高出力のところを開発していただきたいということがあると思うのですが、出力に限定しての税率ということになりますと、非効率な事業者であっても、やっつけるとことになってしまわないかという心配がふとありまして、開発規模の効率性があまり良くないことに対するペナルティーというか負担みたいなもの、そういった事業者には開発から退出していただいた方がいいのかなといった観点は、どのように組み込まれているのかなというところがまず一点御質問です。

もう一つが、今対象となっている事業者が41事業者というところで、全体としては500程度あるというところだったのですけれども、そもそも0.5ヘクタールというところの設定の仕方が、平均値が0.5ヘクタール程度だったからという話だったかと思うのですが、500に対して41事業ということであれば、平均値よりも中央値がかなり下の方にあるのかなというふうなことが相当想像できるのですが、平均値というので設定したのが果たして本当によかったのかなと。中央値などのようなものも参考にして、0.5ヘクタールというのが本当に大き過ぎるようなところではなかったのかなというのがちょっと気になるところで、考えをお伺いしたいなというところです。お願いします。

和田山会長 事務局、お願いします。

小林室長 先に2番目の0.5ヘクタールの話についてお答えしますが、すみません、こちら私もしかして平均値と申し上げたかもしれないですが、実は平均値ではございませんので、資料3を御覧ください。ここは、0.5ヘクタールについて、意図的に分断された場合の説明をしている部分です。現在、林地開発許可の対象となる下限が1ヘクタールなのですが、これが、この4月から0.5ヘクタールに見直されるということです。これに合わせて税の基準もこの0.5ヘクタール、つまり林地開発許可の基準を準用して設定したということでございます。なぜ準用したのかと申しますと、大規模な森林開発を抑制しようという、この

税のそもそもの意図ということで、あまり小規模なものということですので、これは税務上も非常になかなか難しいということもありますし、やはり下限を設けなくちゃいけないだろうと。その下限は、林地開発許可の対象の下限として設定される 0.5 ヘクタールという数値を準用して設定することが適当であろうということで、今のところ考えているという内容でございます。

それから、一番目の質問は大変難しい御質問で、回答をどうしようかなと思って考えていたところなのですけれども、うまく回答できなかつたら申し訳ないのですが、我々も先ほど申しましたとおり大規模な森林開発を抑制するという観点からしますと、税率を開発面積にかけるとかそういう考えも検討いたしました。そういった考えもあったのですが、先ほど御説明したとおり利益の30%程度ということを目途に1キロワット当たり幾らという発電出力に着目したということになったのが、やはり担税力、つまり税を負担する力に応じてこの税率を設定しなくちゃいけないということでもございました。

また、現在の再エネ事業の状況なども踏まえまして、林地開発の面積ではなくて、施設そのものに税率をかけるべきだろうということでこのような形になったところでございます。説明するのがなかなか難しく恐縮です。仰っていることはわかるのですが、やはり担税力とか、或いはその他の事情を考えますと、このような税率の設定が適当だろうということで、我々としては考えているという内容でございます。

和田山会長 いかがでしょうか。

先ほど風力と、それから太陽光の場合はそもそも稼働率のパーセンテージが違っているという話もあったと思いますし、今後、技術開発とかに伴って、効率が変わってくると思いますので、その辺継続的にウォッチしていただければなという風に思います。

小林室長 かしこまりました。

和田山会長 他にございますでしょうか。

(なし)

それでは、議論は出尽くしたということで、様々な御意見を頂戴したわけですから、どうもありがとうございます。

先ほど来議論が出て参りますけれども、特に税率とかそういう面も含めてパブリックコメントを通じて今後も施策的に、実効性のあるものとするために検討することは前提でございますけれども、今回の御意見を踏まえまして、骨子案の案に対して所要の修正を加えた上で、骨子案としてパブリックコメント等の手続きに移っていくこととなりますが、修正内容については、私と事務局に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。それでは、その方向で進めさせていただきます。

和田山会長 次に、資料5「地域と共生した再エネ発電事業の事例について」、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料5に基づき説明)
和田山会長 ただいま、資料5「地域と共生した再エネ発電事業の事例について」について事務局から説明がありました。これにつきまして、御質問等がございますか。佐藤委員、お願いします。

佐藤憲司委員 私、この内容を見て、今までと違った資料が出てきたなと思って感激しています。宮城県には、こちらにも委員の方が御出席されていますが、従前より「環境と暮らしのネットワーク」通称 MELON という組織があります。これが長年事業を継続した中で、やはりその拡充強化が非常に求められるかなと思うのですが、特にこの写真の中で、これから洋上風力発電とかそういうことを重点的に考えていくようでしたら、事前にやっぱりコミュニケーションが大切だということで、特に東北では秋田県能代市の洋上発電という立派な施設が何年もかかってコミュニケーションを図って作ったという事例もありますし、やはり今後とも県民の意識改善のためにも、予算づけや人の手配とかそういうことももって考えていく必要があるのではないかと思います。以上です。

和田山会長 事務局お願いします。

小林室長 はい。ありがとうございます、喜んでいただき、ありがたい言葉を頂戴しまして、勇気づけられました。

少しだけコメントさせていただきますと、洋上風力発電でございますが、こちら非常に時間がかかるだろうということで、長年かかってコミュニケーションを積み上げていくことが必要だという御指摘そのとおりでございます。

我々宮城県としましては、洋上風力の設置にトライしたことがありまして、山元町沖に、今で言えば促進区域のような場所を設けまして事業者の方に来ていただくとしたのですが、風況が悪いということで撤退したという、そういった事実がございました。風況がいいところになりますともうちょっと沖合の方とかそういうところがあるのですが、そちらについてはやはり漁業者の方々の御理解というものが非常に重要になってくるということでございます。

そこに先ほど和田山会長からもイノベーションという話もございまして、技術革新でございますが、洋上風力でも、浮体型という風車が出てきております。

これが従来よりも海に影響を与える範囲がすごく狭いということで、漁業者の方々と共生できるのではないかと、或いはそこ浮体式のところ魚が集まるとかそういう話もあり、非常に可能性があるものだと考えています。

我々としましては2030年までに洋上風力を導入するのは佐藤委員がおっしゃったとおり、長年かかるものですからこれは難しい。2050年を見据えて、洋上風力を導入できるように、再度トライしてみたいと考えてございます。

荒川先生から2050年といったってもうすぐですよと、今からやらないと駄目ですよというお話を受けておりますので、県といたしましても、対応についてしっかり考えて参りたいと思います。

ちょっと下地を積み重ねるといえるか、地味なところから始まるかもしれませんが、ぜひ頑張って参りたいと思っております。

和田山会長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。
それではその他につきまして何かございますでしょうか。

佐藤部長 本日は再生可能エネルギー関係新税の骨子案につきまして、御審議いただきましてありがとうございました。

また大変お忙しい中、田中座長さんには、出席をいただきまして御説明いただき、我々も含めて理解が大変深まったと思っております。ありがとうございました。

本日御説明いたしました骨子案について、概ね御了承いただいたということですので、今後パブリックコメントなどの手続きを進めていきたいと考えてございます。

また今後事業者の皆様、それから市町村などにも広く意見を伺いながら、今日もお話ありましたけれども、大規模森林開発の抑制と、適地への再エネの促進の両立という大変難しい課題なのですけれども、この目的を達成できるように、県としてもしっかり検討して参りたいと思っておりますし、その案を取りまとめる際には、引き続き審議会において、皆様の御意見を伺いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。本日は長時間にわたり大変ありがとうございました。

小林室長 私の方から事務的な御案内でございますが、次回の審議会につきましては、先ほど御説明しましたとおり、新年度に入ってから5月ごろの開催を予定しており、本日審議いただいた再エネ施設に関する新税について、最終案を審議いただく予定でございます。

和田山会長 ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。それでは事務局の方に司会をお返しします。

司会 和田山会長ありがとうございました。

以上をもちまして宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。